

○三芳町スポーツ推進審議会条例

平成18年6月12日
条例第27号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、三芳町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第10条第1項及び第35条に規定するもののほか、町長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツ施設及び設備の利用並びに整備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる健康増進の普及及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ事故の防止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化・スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
(三芳町体育館運営計画審議会条例の廃止)
- 2 三芳町体育館運営計画審議会条例(平成17年三芳町条例第14号)は、廃止する。
(三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成21年条例第35号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。